

広島県告示第十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

船越四丁目二十一地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

広島市安芸区		市・区			
船越町		町			
		大字			
岩瀧山		字			
三〇二番一	三〇二番二	地番			
三〇四番二	三〇二番三				
標柱一号	標柱二号、三号及び四号	標柱番号			
標柱五号					